

長野県の人事行政の運営等の状況

令和5年9月

長 野 県

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	新規採用者数	1
(2)	退職者数	2
(3)	定期異動の状況	3
(4)	派遣職員数	4
(5)	女性職員の登用状況	4
(6)	退職管理の状況	5
(7)	職員数の状況	6
2	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	9
(1)	勤務時間の状況	9
(2)	時差勤務の状況	9
(3)	休暇及び休業等の状況	10
(4)	時間外（超過）勤務の状況	10
3	職員の分限及び懲戒処分の状況	11
(1)	分限処分数	11
(2)	懲戒処分数	11
4	職員のサービスの状況	12
(1)	職員のサービス違反	12
(2)	営利企業等の従事許可	12
5	職員の研修及び人事評価の状況	13
(1)	職員研修の実績	13
(2)	人事評価の実施状況	14
6	職員の福祉及び利益の保護の状況	15
(1)	健康診断等の実施状況	15
(2)	共済組合の負担金・掛金	16
(3)	職員互助会の掛金・補助金	17
(4)	公務・通勤災害の認定状況	18
7	職員給与等の状況	19
(1)	人件費の状況	19
(2)	職員給与費の状況	19
(3)	ラスパイレス指数の状況	19
(4)	給与改定の状況	20
(5)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	20
(6)	職員の初任給の状況	22
(7)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	22
(8)	級別職員数等の状況	23
(9)	職員の手当の状況	26
(10)	特別職の報酬等の状況	39
(11)	公営企業職員の状況	40
8	職員の競争試験及び選考の状況	47
(1)	採用試験の日程	47
(2)	採用試験の実施状況	55
(3)	採用選考の実施状況	57
9	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	59
10	勤務条件に関する措置の要求の状況	61
11	不利益処分に関する審査請求の状況	61

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数（令和4年度）

(人)

区分	部門	採用職種	事務技術の別	採用者数	
試験	一般	大学卒業程度	事務	73	
			技術	61	
			(大学卒業程度計)	134	
		短大卒業程度	事務	0	
			技術	4	
			(短大卒業程度計)	4	
		高校卒業程度	事務	5	
			技術	6	
			(高校卒業程度計)	11	
		教育	小・中学校事務職員		18
		警察	警察官 A		77
			警察官 B		63
	警察職員（大学卒業程度）		7		
	警察職員（高校卒業程度）		4		
試験採用計				318	
選考	一般	特定任期付	事務	0	
			技術	2	
		一般任期付	事務	8	
			技術	17	
		任期付研究員	技術	0	
		障がい者	事務	11	
			技術	0	
		社会人経験者	事務	30	
			技術	23	
		外郭団体職員	事務	0	
			技術	0	
		看護師	技術	0	
		医師	技術	6	
		獣医師	技術	10	
		理学療法士等	技術	0	
		看護大学等教員	教員	5	
		割愛	事務	4	
			技術	6	
		技能労務職	技術	0	
			事務	90	
	技術		28		
	再任用	教員	0		
		事務	0		
		技術	2		
	教育	教諭		505	
		養護教諭		22	
		栄養教諭		4	
		寄宿舎指導員・実習助手		16	
		再任用		417	
		障がい者	小・中学校事務職員	0	
	警察	警察官		25	
		警察職員		3	
		再任用	警察官	15	
警察職員			3		
選考採用計				1,252	
合計				1,570	

(2) 退職者数（令和4年度）

① 一般行政

(人)

区 分		一般行政
定年	部長級	25
	課長級	84
	課長補佐級以下	121
	計	230
その他 (※1)	部長級	3
	課長級	10
	課長補佐級以下	175
	計(※2)	188 (19)
合 計		418

② 教育行政

(人)

区 分		小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
定年	校 長	92	21	4	117
	教頭等	9	5	0	14
	教諭等	247	168	45	460
	事務・栄養職員	17	38	7	62
	計	365	232	56	653
その他	校 長	3	0	1	4
	教頭等	5	1	2	8
	教諭等	134	28	38	200
	事務・栄養職員	8	6	0	14
	計(※2)	150 (47)	35 (11)	41 (12)	226 (70)
合 計		515	267	97	879

③ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
定年	警察官	58
	警察職員	8
	計	66
その他	警察官	128
	警察職員	9
	計(※2)	137 (0)
合 計		203

(※1) その他退職者とは、早期退職者、再任用任期満了退職者、国等の他組織との人事交流に係る退職者等をいいます。

(※2) その他退職者のうち早期退職募集制度認定者数

(3) 定期異動の状況

① 異動者数 (令和4年4月1日転出ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長 級	41
課 長 級	348
課長補佐級	392
係 長 級	400
そ の 他	748
計	1,929

イ 教育行政

(人)

区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校 長	202	44	2	248
教頭等	221	94	8	323
教諭等	1,533	306	194	2,033
事務・栄養職員	151			151
計	2,107	444	204	2,755

ウ 警察行政

(人)

区 分	警察行政
警察官	1,258
警察職員	157
計	1,415

② 昇任者数 (令和4年4月1日転入ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長	22
課 長	100
課長補佐	119
係 長	126
計	367

イ 教育行政

(人)

区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校 長	82	27	5	114
教頭等	100	36	4	140
計	182	63	9	254

ウ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
警察官	警 視	21
	警 部	34
警察職員	管理幹	3
	課長補佐	6
計		64

(4) 派遣職員数 (令和4年4月1日現在)

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

(人)

派遣先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	57	76	13
民間・NPO・大学	17	134	1
都道府県	0	1	17
省庁等	9	15	27
公益的法人等	71	17	0
計	154	243	58

(5) 女性職員の登用状況 (令和4年4月1日現在)

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区分		総登用数 A (人)	うち女性数 B (人)	割合 B/A (%)	
一般行政	部長級	77	8	10.4%	
	課長級	644	74	11.5%	
	課長補佐級	825	152	18.4%	
	係長級	960	244	25.4%	
	計(※1)	2,506	478	19.1%	
教育行政	校長	622	110	17.7%	
	教頭等	673	141	21.0%	
	計	1,295	251	19.4%	
警察行政	警察官	警視	118	2	1.7%
		警部	257	8	3.1%
	警察職員	管理幹	20	0	0.0%
		課長補佐	58	19	32.8%
	計	453	29	6.4%	

(※1) 教育職を除く。

(6) 退職管理の状況

退職職員の再就職状況（令和4年度）

再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例（平成28年長野県条例第2号）に基づく届出の状況です。

区分		国又は 地方公 共団体 の機関	独立 行政 法人	地方三 公社等 (注1)	公益 法人	学校 法人等 (注2)	その他 の非営 利法人	営利 法人	その他	合計
一般行政	部長級	0	1	2	3	1	3	5	0	15
	課長級	3	0	3	6	6	17	13	0	48
	課長補佐 級以下	17	1	4	6	9	8	14	0	59
	計	20	2	9	15	16	28	32	0	122
教育行政	校長級	3	0	0	1	7	1	0	1	13
	教頭級	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	計	3	0	0	1	9	1	0	1	15
警察行政	部長級	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	課長級	1	0	0	0	0	6	4	0	11
	計	1	0	0	1	0	7	4	0	13
合計		24	2	9	17	25	36	36	1	150

(注1) 地方三公社等には、特殊法人・認可法人等の特別の法律により設立された法人を含む。

(注2) 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

(7) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

(人)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	37	37	0	交通政策局の設置等に係る体制強化 公営企業会計の適用による減 公営企業会計の適用による減 業務の見直し等による減 災害復旧業務の縮小等
		総務企画	818	834	16	
		税務	247	242	△5	
		民生	463	438	△25	
		衛生	909	816	△93	
		労働	152	146	△6	
		農林水産	1,184	1,159	△25	
		商工	341	344	3	
		土木	983	966	△17	
		計	5,134	4,982	△152	
	教育部門	17,989	17,888	△101	児童・生徒数の減による減員等	
	警察部門	3,967	3,942	△25	転職伴う退職等	
	小 計	27,090 (1,269)	26,812 (1,314)	△278 (△45)	(参考：人口10万人あたりの職員数 1,293.75人)	
会計 部門 公 営 企 業 等	病院	0	125	125	公営企業会計の適用による増	
	水道	50	52	2		
	下水道	59	58	△1		
	その他	85	80	△5		
	小 計	194 (0)	315 (3)	121 (3)		
合 計		27,284 (1,269) [28,403]	27,127 (1,317) [28,403]	△157 (48)	(参考：人口10万人あたりの職員数 1,309.29人)	

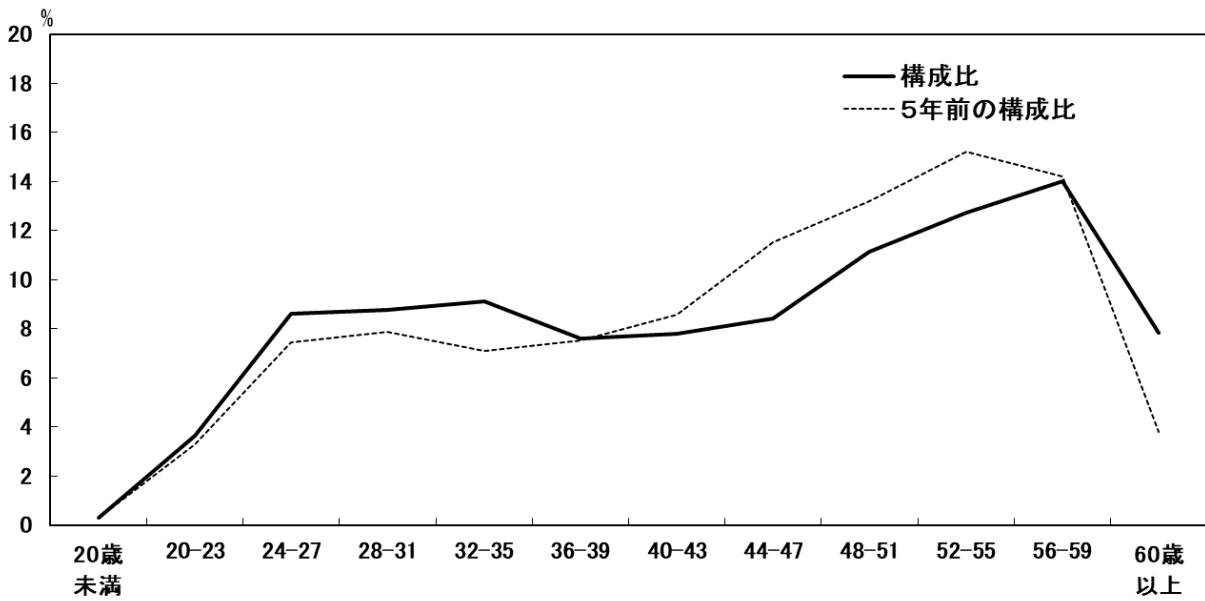
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時的任用職員（12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員は除く）又は非常勤職員は含まれていません。

(※フルタイムの会計年度任用職員は「④ 会計年度任用職員の推移」に記載)

2 ()内は、内数として含まれる12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数です。

3 []内は、条例定数（予算定数）の合計です。

② 年齢別職員構成の状況



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 81 (0)	人 993 (47)	人 2,352 (157)	人 2,396 (103)	人 2,490 (90)	人 2,075 (84)	人 2,131 (87)	人 2,296 (107)	人 3,040 (128)	人 3,468 (135)	人 3,825 (139)	人 2,137 (192)	人 27,284 (1,269)

(注) () 内は、内数として含まれる12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数です。

③ 職員数の推移

(人)

区 分 部 門	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	5,085	5,060	5,065	5,136	5,134	4,982	△165 (△3.2%)
教育	17,140	17,095	16,933	18,071	17,989	17,888	△504 (△2.9%)
警察	3,937	3,947	3,948	3,963	3,967	3,942	5 (0.1%)
普通会計計	26,162 (0)	26,102 (0)	25,946 (0)	27,170 (1,269)	27,090 (1,269)	26,812 (1,314)	△664 (△2.5%)
公営企業等会計計	177 (0)	181 (0)	182 (0)	188 (0)	194 (0)	315 (3)	135 (76.3%)
総合計	26,339 (0)	26,283 (0)	26,128 (0)	27,358 (1,269)	27,284 (1,269)	27,127 (1,317)	△529 (△2.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 ()内は、内数として含まれる12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数です。

3 増減数(率)は12月を超えて引き続き勤務する臨時的任用職員の数を除いた数を用いて算出しています。

④ 会計年度任用職員数の推移

(人)

区 分 部 門	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
普通会計計	370	413	447	476
公営企業等会計計	0	0	0	0
総合計	370	413	447	476

(注) 「職員数」は、フルタイムの会計年度任用職員の数です。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和4年度）

区 分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
警察行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		8時30分	12時15分	
		8時30分	21時30分	12時00分～13時00分 19時15分～19時30分
		3時45分	12時15分	7時45分～8時30分

(注) 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などにおいて勤務の特殊性から上表により難しい場合の勤務時間は別に定めています。

2 学校における休憩時間については、校長が別に定めています。

(2) 時差勤務の状況(令和4年度)

	概要	実施回数	実施人数
業務に基づく時差勤務	所属長が、業務の状況等を考慮して、職員ごとに勤務の開始時刻を午前5時から午後1時までの間で変更できる制度。	15,744回	1,597人
育児・介護に基づく時差勤務	育児又は介護を行っている職員が、申請により勤務の開始時刻を午前7時30分から午前9時30分までの間に変更できる制度。	475回	4人
希望に基づく時差勤務	職員の希望に基づき、勤務の開始時刻を午前6時15分、6時30分、6時45分、7時、7時15分、7時30分、7時45分、8時、9時、9時30分又は10時に変更できる制度。	94,168回	3,006人

(注) 1 知事部局に所属する一般職員について掲載しています。

(3) 休暇及び休業等の状況（令和4年度）

① 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数 A (日)	総使用日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均使用日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
		550,685	183,756	14,282	12.87

(注) 1 対象期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までです。

介護休暇	延取得者数 (人)
	23

介護時間	延取得者数 (人)
	0

療養休暇 (連続30日超)	取得者数 (人)
	405

② 休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数 (人)	育児短時間 勤務職員数 (人)	部分休業 取得者数 (人)	自己啓発休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業 取得者数 (人)
	男	171	3	4	1	0
	女	412	79	56	1	2
	計	583	82	60	2	2

(注) 当該年度に新たに取得した職員数です。

(4) 時間外（超過）勤務の状況（令和4年度）

区 分		時間外勤務時間 (1人当たり)
一般行政職員	本 庁	249.0
	現 地	111.2
	計	151.1
警察行政職員	警察本部	207.7
	警察署	236.6
	計	219.2

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分数（令和4年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

(人)

処分事由		処分の種類				計	失職
		降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	234		234	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	0	234	0	234	
地公法第28条第4項により失職した者							2
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒処分数（令和4年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

(人)

処分事由		処分の種類				計	訓諭等
		戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	8	5	1	6	20	194
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	1	0	0	1	49
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	2	1	0	0	3	19
計		10	7	1	6	24	262

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

4 職員の服務の状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

(1) 職員の服務違反（令和4年度）

区 分	内 容	処分等者数 (人)
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
休暇の不正利用・虚偽申請		0
職場内秩序びん乱		0
セクシュアル・ハラスメント		2
教職員による児童生徒に対する非違行為		4
通常業務処理不適正		2
公金官物処理不適正		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		3

(2) 営利企業等の従事許可（令和4年度）

許可件数	従 事 内 容
99件	<ul style="list-style-type: none"> ・各種審査会等委員 ・各種研修会等講師 ・農作業補助 ・スポーツ指導員・審判 ・原稿執筆・出版 ・日本語教室補助 ・不動産賃貸 ・自著が問題集等に使用されることに伴う著作権使用料 ・試験監督官等（技能検定補佐員、危険物試験管理員等） ・公民館講座の講師 ・合唱活動のピアニスト ・地域支援（特定外来生物の駆除、独居世帯の支援） ・労働力調査の調査員 ・選挙管理員（参議院選挙、知事選挙、市町村選挙） ・互助組合役員 ・イベントへの出演（バルーンアート、ハーモニカの演奏等） ・太陽光電気の販売 ・サッカー大会審判員 ・国民体育大会サッカー競技長野県コーチ

5 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の実績（令和4年度）

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分		対象者	形式	延べ日数 (集合研修のみ)	受講 人員
キャリア 形成研修	新規採用課程①	新規採用職員	集合研修	14日	221人
	新規採用課程②	新規採用職員	集合研修	17日	220人
	新規採用課程③	新規採用職員	集合研修	10日	222人
	採用3年目研修	採用3年目職員	集合研修	6日	160人
	採用7年目研修	採用7年目職員	eラーニング	-	102人
	採用10年目研修【キャリアデザイン】	採用10年目職員(行政職)	集合研修	3日	61人
				計	986人
マネジメント 養成研修	部局長研修	部局長	集合研修	2日	39人
	課長級職員研修	本庁の新任課(室)長、次長	集合研修	2日	40人
	新任係長研修	新任係長職員	eラーニング	-	134人
	短期ビジネススクール	係長級以上職員	オンライン	3日	1人
	評価者研修	管理監督職員	オンライン	-	70人
	キャリア支援者研修	キャリアデザイン研修受講者の所属長	集合研修	2日	41人
	職場風土づくり研修	管理監督職員	その他	-	181人
				計	506人
職場・職員 支援研修	1on1研修	採用2年目職員及びその所属長等	eラーニング	-	236人
	子育て職員研修	子育て職員	オンライン	-	29人
	子育て職員支援研修	管理監督職員	eラーニング	-	642人
	ワークライフバランス推進研修	全職員	eラーニング	-	100人
	女性職員リーダービジョン研修	主査級以上女性職員	集合研修	1日	18人
	OJTトレーナー研修	OJTトレーナー	集合研修	8日	168人
	再任用職員研修	新規再任用予定職員	eラーニング	-	69人
	選択必修型外部研修	キャリアデザイン研修受講者等	eラーニング	-	166人
				計	1428人
				合 計	2,920人

(2) 人事評価の実施状況（令和4年度）

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行うか、若しくは、以下の点を目的として定期的に人事評価（「職務遂行力評価」及び「業績評価」）を実施しています。

- ①組織の目標を踏まえて、職務を自己計画・自己評価により遂行できる職員の養成
- ②他者からのフィードバックによる自己理解の促進と、これを契機とした業績向上への動機付け
- ③上司と部下のコミュニケーションの活性化
- ④能力や意欲と実績を重視した人事管理の推進

【勤務成績の評定・職務遂行力評価】

評定・評価期間	令和4年1月～令和4年12月
評定・評価の回数	期末に1回
対象者数（人）	26,881

（対象者の内訳）

知事部局	5,240
行政委員会	35
県議会事務局	38
企業局	121
教育委員会事務局	940
教育委員会の教員	16,650
警察本部	3,857
合計	26,881

【業績評価】

評価期間	前期：令和4年4月～令和4年9月 後期：令和4年10月～令和5年3月 (教育委員会の教員) 令和4年4月～令和5年3月
評価の回数	各期末に1回 (教育委員会の教員) 年度末に1回
対象者数（人）	前期：9,768 後期：10,039 (教育委員会の教員) 年度末：16,650

（対象者の内訳）

	前期	後期	年度末
知事部局	4,980	5,157	-
行政委員会	35	34	-
県議会事務局	37	36	-
企業局	115	120	-
教育委員会	906	924	-
教育委員会の教員	-	-	16,650
警察本部	3,695	3,768	-
合計	9,768	10,039	16,650

※ 職員の採用・退職等に伴い、各評価の対象者数に異同がある。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（令和4年度）

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

① 定期健康診断

対 象 者	(人) 受診者
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健安全法第15条に基づく定期健康診断対象者	8,381

② 人間ドック

対 象 者	(人) 受診者
<一般行政> (1泊2日) 55歳 (日 帰 り) 33歳, 35歳, 37歳, 39歳, 41歳, 43歳, 45歳, 47歳, 49歳, 51歳, 53歳, 55歳, 57歳, 59歳, 退職予定者 ※看護大学の教職員は教育行政の適用 <教育行政> (1泊2日) 39歳, 47歳, 55歳, 60歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 35歳, 37歳, 41歳, 43歳, 45歳, 49歳, 51歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 59歳, 61歳以上の者 <警察行政> (1泊2日) 40歳, 50歳 (日 帰 り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	12,917

③ 特別検診の種類と受診者

特別検診の種類	(人) 受診者
胃検診	3,481
有機溶剤取扱者特殊健康診断	231
特定化学物質特殊健康診断	116
放射線業務従事者特殊健康診断	102
福祉施設等職員特殊健康診断	100
と畜検査業務等従事者特別検診	59
VDT作業従事者特殊健康診断	956
B型肝炎予防接種（ワクチン接種）	152
B型肝炎予防接種（抗原・抗体検査）	764
B型肝炎予防接種（追加接種）	24
結核健診（予防）事業	38
脳ドック	500
一日健診	789
女性検診（子宮頸がん検診）	10,420
骨密度検査	846
特定業務従事者健康診断（深夜業務従事者）	2,276
高気圧作業健康診断（潜水業務）	15
けん銃特練生健康診断（鉛）	10
騒音作業健康診断	8
運転業務従事者健康診断	0
石綿取扱者特殊健康診断	208

(2) 共済組合の負担金・掛金（令和4年度）

職員及びその扶養者の病気・負傷等についての給付事業を実施しています。

区 分		地方職員共済組合 長野県支部	公立学校共済組合 長野支部	警察共済組合 長野県支部
組合員数（R5.3.31現在） （任意継続組合員を除く）		8,392 人	19,732 人	4,214 人
短期給付に 要する費用	負 担 金	2,061,217 千円	5,339,800 千円	938,690 千円
	掛 金	2,060,827 千円	5,329,988 千円	950,668 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負 担 金	282,377 千円	779,304 千円	136,450 千円
	掛 金	282,830 千円	779,246 千円	139,185 千円
厚生年金保険 給付に要する 費用	負 担 金	6,748,616 千円	17,666,114 千円	3,972,345 千円
	掛 金	4,008,419 千円	10,480,600 千円	2,445,505 千円
退職等年金 給付に要する 費用	負 担 金	329,449 千円	859,790 千円	197,812 千円
	掛 金	329,694 千円	859,737 千円	200,449 千円
経過的長期 給付に要する 費用	負 担 金	31,790 千円	202,244 千円	30,508 千円
組合の事務に 要する費用	負 担 金	37,109 千円	125,884 千円	32,281 千円
福祉事業に 要する費用	負 担 金	61,146 千円	169,322 千円	31,341 千円
	事業補助	48,671 千円	213,585 千円	27,475 千円
	掛 金	59,842 千円	169,315 千円	34,965 千円

(3) 職員互助会の掛金・補助金（令和4年度）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区 分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会
会員数（R5.3.31現在） A	8,119 人	19,228 人	4,002 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	300,665 千円	786,861 千円	111,944 千円
補助率 B/C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B/A	0 円	0 円	0 円

(4) 公務・通勤災害の認定状況（令和4年度）

職員の公務上の災害及び通勤による災害の防止に努めるとともに、被災した職員等に対して補償を行っています。

① 常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	251
	(死亡)	0
	疾 病	21
	(死亡)	1
	脳心疾患	2
	(死亡)	1
公務災害		272
(死亡)		1
通勤災害		19
(死亡)		0
合 計		291
(死亡)		1

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

② 非常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	4
	(死亡)	0
	疾 病	0
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		4
(死亡)		0
通勤災害		5
(死亡)		0
合 計		9
(死亡)		0

7 職員給与等の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の 人件費率
4年度	2,043,798人	1,156,362,770千円	9,997,230千円	249,073,031千円	21.5%	21.3%

(注) 人件費には児童手当を含みません。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

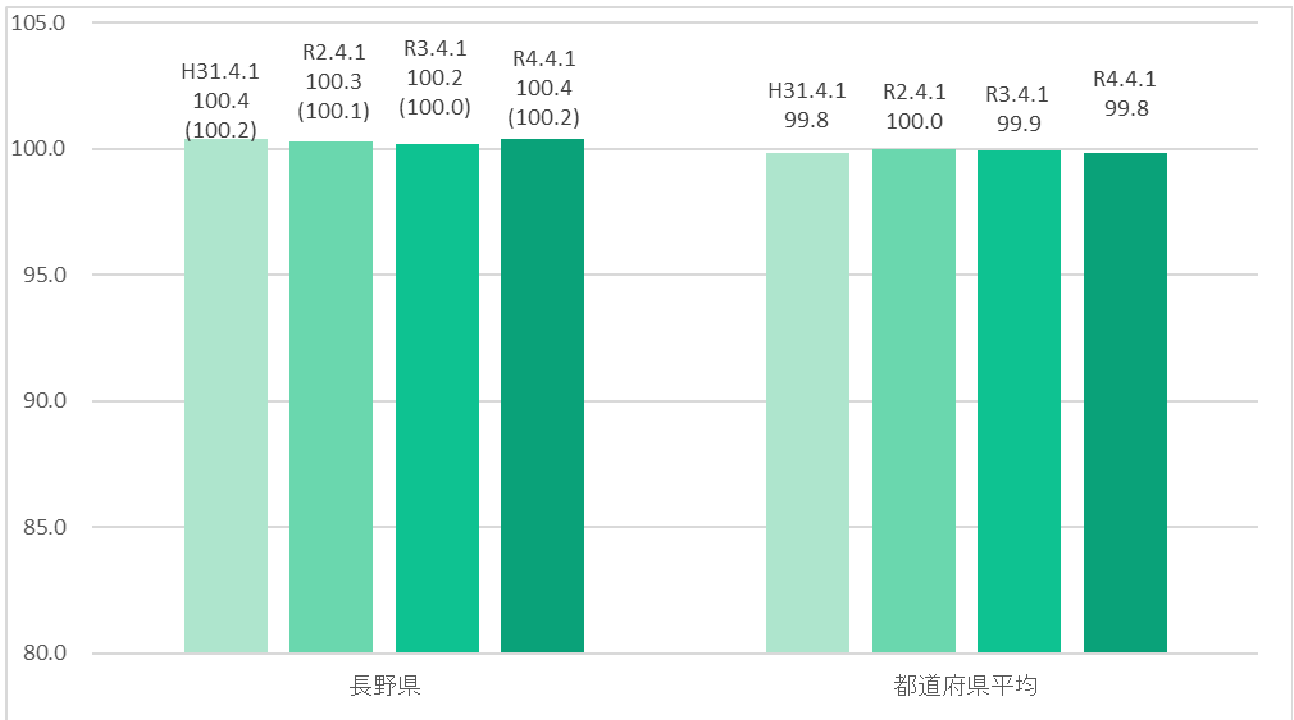
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	27,090人	114,286,600千円	21,915,826千円	44,553,667千円	180,756,093千円	6,672千円

(注) 1 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
4年度	円 375,214	円 374,380	834円 (0.22%)	% 0.22	% 0.22	% 0.3

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
4年度	月 4.42	月 4.30	月 0.12	月 4.40	月 4.40	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和4年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.1歳	330,600円	391,555円	364,415円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
都道府県平均	42.6歳	320,171円	411,612円	361,937円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野県	59.5歳	5人	280,800円	295,500円	290,085円	民間の類似 職種	—	—	—
うち庁務 技師	59.5歳	5人	280,800円	295,500円	290,085円	うち他に分類さ れない運搬・清掃 ・包装等従事者	49.1歳	236.6 千円	1.25
国	51.1歳	2,114 人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
都道府県 平均	53.8歳	165 人	313,167 円	367,801円	344,216円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	4,671.8 千円	他に分類されない 運搬・清掃・包装等 従事者	3,187.9 千円	1.47

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者は平成31～令和3年の3ヵ年平均）
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校、特別支援学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.7 歳	369,000 円	408,775 円
都道府県平均	44.8 歳	370,141 円	431,828 円

④ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	45.0 歳	367,800 円	407,741 円
都道府県平均	42.1 歳	354,106 円	409,261 円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	37.8 歳	326,800 円	369,580 円	359,832 円
国	41.4 歳	320,437 円	—	379,615 円
都道府県平均	38.8 歳	325,987 円	465,679 円	374,920 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

一般職のうち、代表的な職種の初任給は、次のとおりです。

区 分		長 野 県	国
一般行政職	大学卒	192,600円	182,200円
	高校卒	158,100円	150,600円
技能労務職	高校卒	153,500円	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	215,200円	—
	高校卒	—	—
小・中学校等教育職	大学卒	215,200円	—
	高校卒	—	—
警 察 職	大学卒	224,200円	211,400円
	高校卒	187,500円	173,400円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,331円	359,443円	381,725円	404,249円
	高校卒	243,147円	269,140円	329,950円	382,362円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	322,108円	393,492円	426,102円	438,735円
	高校卒	—	—	—	417,726円
小・中学校等教育職	大学卒	321,422円	390,744円	416,588円	428,037円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	295,100円	382,836円	411,357円	415,000円
	高校卒	269,148円	347,133円	388,800円	401,842円

(8) 級別職員数等の状況 (令和4年4月1日現在)

① 一般行政職

一般行政職の総職員数は 5,161人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
9級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	23人	0.4%	468,200円	538,800円
8級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	53人	1.0%	416,800円	478,700円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	238人	4.6%	370,700円	454,400円
6級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	385人	7.5%	326,000円	419,000円
5級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	833人	16.1%	295,700円	401,400円
4級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	1,484人	28.8%	269,700円	392,400円
3級	主任の職務	606人	11.7%	236,300円	357,500円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	955人	18.5%	199,600円	310,700円
1級	主事又は技師の職務	584人	11.3%	149,100円	252,900円

② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 4,775人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	101人	2.1%	425,800円	483,500円
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	162人	3.4%	338,000円	460,500円
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	3,852人	80.7%	208,200円	425,100円
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	660人	13.8%	163,300円	335,500円

③ 小・中・義務教育学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 10,532人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	548人	5.2%	415,400円	458,800円
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	563人	5.3%	299,100円	431,400円
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	8,256人	78.4%	179,400円	414,100円
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	1,165人	11.1%	163,300円	313,400円

④ 警察職

警察職の総職員数は 3,507 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	15人	0.4%	431,900円	486,700円
8級	1 極めて複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	28人	0.8%	390,100円	464,600円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	52人	1.5%	355,000円	450,200円
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の次長の職務	65人	1.9%	326,900円	434,300円
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	475人	13.5%	300,400円	427,700円
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う主任の職務	862人	24.6%	256,500円	406,800円
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	783人	22.3%	216,000円	389,100円
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	768人	21.9%	189,400円	369,300円
1級	巡査の行う職務	459人	13.1%	173,400円	331,800円

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- 1 地方公務員法第23条の2に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
- 2 昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長野県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,666千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 1 地方公務員法第23条の2に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
- 2 半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階（A～E）で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当（令和4年4月1日現在）

長野県	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～30%加算） 1人当たり平均支給額 3,617千円 22,281千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		2,090,705千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		72,872円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	35人	20.0%	20.0%
大阪市等	7人	16.0%	16.0%
名古屋市等	5人	15.0%	15.0%
立川市	1人	12.0%	12.0%
横須賀市	1人	10.0%	10.0%
長野県（塩尻市）	703人	1.7%	6.0%
長野県（長野市、松本市、諏訪市及び伊那市）	11,484人	1.7%	3.0%
長野県（上記以外）	13,619人	1.7%	0%
医師	29人	16.0%	16.0%
平均支給率		1.7%	1.75%

（注）「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	1,531,920千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	88,601円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	57.15%
手当の種類（手当数）	38

○一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対策室、県税事務所に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 625	業務1日につき600円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は360円）
福祉業務手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 20,702	業務1日につき1,400円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 7,730	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 600	作業1日につき800円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 52	業務1日につき1,200円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円）
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 8,716	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地域振興局、保健所検査課又は環境保全研究所に勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 5,180	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
研究指導等業務手当	工科短期大学校、南信工科短期大学校又は技術専門学校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,465	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 27	作業1日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 29	作業1日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 572	作業1日につき900円（特定原子力事業所の敷地内における作業にあつては作業1日につき40,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

用地交渉 手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,764	交渉1日につき700円（交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業 手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 135	作業1日につき300円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円）
死体処理 手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
夜間看護等 手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 11,226	勤務1回につき3,550円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は3,100円、2時間に満たない場合は2,150円）
航空業務 手当	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 8,599	作業1時間につき5,100円（特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円）
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務（知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。）		業務1時間につき2,200円（特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務1日につき870円

外国勤務手当	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 38,234	勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための手当）	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者がいる区域において行われる作業のうち、これらの者の身体に接触して行うもの又はこれに準ずるものとして知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員	千円 12,696	作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

○学校職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 176	1時間につき670円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面接指導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 837	業務1日につき180円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1日につき150円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの （修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、	千円 976,503	業務1日（泊を伴うものにあつては、1泊）につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）の範囲内において

		<p>児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p> <p>特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務</p> <p>小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務</p> <p>学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの</p>		<p>て任命権者が人事委員会（大学以外の教育職員に対して支給する場合にあっては知事及び人事委員会）と協議して定める額</p>
教育業務連絡指導手当	<p>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員</p>	<p>当該担当に係る業務</p>	<p>千円 51,903</p>	<p>業務1日につき100円</p>

入学者 選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 20,124	1時間につき240円
特殊現場作 業手当	教育職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 0	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手 当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した教育職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額

○警察職員

手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 89,798	作業1日につき560円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円)
留置業務 手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業	千円 9,319	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
犯罪鑑識 手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業(準備の作業を含む。)又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業	千円 10,792	作業1日につき560円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業	千円 50,494	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
少年補導 手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業1日につき330円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
交通取締 手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事	千円 47,009	作業1日につき840円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人

		故処理の作業		事委員会と協議して定める額
航空業務手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 13,114	作業1時間につき5,100円 (特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円(作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円)
		航空機に搭乗して行う搜索、救難等の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「搜索作業」という。)		作業1時間につき2,200円 (特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った搜索作業		作業1日につき870円
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 125	指導1日につき310円(指導に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は190円)
爆発物等取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業1日につき620円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は380円)

	警察職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）又は高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づく立入検査の作業		作業 1 日につき 310 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 190 円）
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		
救助特別手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練	千円 2,037	作業又は訓練 1 日につき 1,900 円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	警察職員	(1) 人の死体の処理作業 (2) 特定大規模災害に対処するため人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 49,912	(1) にあつては作業 1 体につき 3,200 円、(2) にあつては作業 1 日につき 2,000 円
爆発物等処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 36	勤務 1 回につき 5,200 円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）		
警衛警護手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業（任命権者が知事及び人事	千円	作業 1 日につき 1,150 円を超えない範囲内において、作

		委員会と協議して定めるものに限る。)	634	業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 2	勤務1日につき1,640円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	千円 80,051	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて行う、当該事件又は事故の処理業務（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 3,772	勤務1回につき1,240円
潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業	千円 140	作業1時間につき1,500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	警察職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,676	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための手当）	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者がいる区域において行われる作業のうち、これらの者の身体に接触して行うもの又はこれに準ずるものとして任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した警察職員		千円 3,114	作業1日につき4,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

⑤ 時間外勤務手当

	一般行政	警察行政	合 計	職員1人当たり 平均支給年額
4年度	2,131,715千円	1,786,192千円	3,917,907千円	392千円
3年度	1,794,931千円	1,831,561千円	3,626,492千円	362千円

⑥ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)						
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	—	2,600,153 千円	241,223 円						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円(※)</td> </tr> <tr> <td>子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者</td> <td>1人につき10,000円、父母等 6,500円。(※) なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表 8級相当職員の場合3,500円、行政職給料表9級相 当職員の場合、支給されない。</p>					区分	手当の額	配偶者	6,500円(※)	子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき10,000円、父母等 6,500円。(※) なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする
区分	手当の額										
配偶者	6,500円(※)										
子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき10,000円、父母等 6,500円。(※) なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする										
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払 っている職員に対し支給。	異なる	<p>(国の制度)</p> <p>月額16,000円を超 える家賃を支払っ ている職員に対し支 給。</p> <p>借家等</p> <p>[家賃月27,000円以下] 支給額= 家賃相当額-16,000円</p> <p>[家賃月27,000円超] 支給額=11,000円+(家賃 相当額-27,000円)×1/2 (最高支給限度額： 28,000円)</p>	1,981,562 千円	282,313 円						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月24,500円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額- 24,500円)×1/2 (最高支給限度額：27,700円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配 偶者のため の借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額- 24,500円)×1/2 (最高支給限度額：27,700円)	別居する配 偶者のため の借家等	上記の2分の1の額
	区分					手当の額					
借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額- 24,500円)×1/2 (最高支給限度額：27,700円)										
別居する配 偶者のため の借家等	上記の2分の1の額										

通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	《国の制度》 交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円 特急列車、高速道の加算限度額20,000円	2,882,504 千円	118,402 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>使用距離に応じて2,460円～41,050円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。	交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）				
区分	手当の額														
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。														
交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）														
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円～16,000円を加算。	異なる	《国の制度》 8,000～70,000円を加算	387,932 千円	389,099 円										
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	632,767 千円	212,837 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額(勤務1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育諸学校</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>7,400円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額(勤務1回につき)	医師	21,000円	一般の宿日直	4,400円	特別支援教育諸学校	7,100円	警察	7,400円
	区分					手当の額(勤務1回につき)									
	医師					21,000円									
	一般の宿日直					4,400円									
特別支援教育諸学校	7,100円														
警察	7,400円														
特別勤務員 管理職手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	27,462 千円	136,626 円										
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	628,243 千円	138,623 円										

給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	1,673,008 千円	733,775 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> <tr> <td>学校の校長</td> <td>53,400円～ 74,300円</td> </tr> <tr> <td>学校の教頭</td> <td>34,700円～ 54,300円</td> </tr> </tbody> </table>					主な職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円	学校の校長	53,400円～ 74,300円	学校の教頭	34,700円～ 54,300円
	主な職					支給額									
	部長級（行政職）					94,800円～130,700円									
	課長級（行政職）					59,000円～ 80,700円									
学校の校長	53,400円～ 74,300円														
学校の教頭	34,700円～ 54,300円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	1,495,349 千円	64,529 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>					世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円
	世帯等の区分						世帯主である職員			その他の職員					
扶養親族のある職員		その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	異なる	<p><国の制度> 医師等について、414,800円以内で支給。 獣医師に係る手当について支給なし。</p>	98,651 千円	905,056 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ181,800円～368,800円</td> </tr> <tr> <td>獣医師</td> <td>採用後の期間に応じ5,000円～50,000円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,800円～368,800円	獣医師	採用後の期間に応じ5,000円～50,000円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円
	区分					手当の額									
	医師・歯科医師					国家試験に合格してからの期間に応じ181,800円～368,800円									
	獣医師					採用後の期間に応じ5,000円～50,000円									
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円														
務手当	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地3.7/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合8/100	2,639 千円	54,976 円										
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	196,390 千円	74,900 円										
農林業普及指導手当	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。			28,793 千円	159,963 円										

へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地2.7/100～4級地5.7/100）を乗じて得た額を支給。			28,042 千円	60,829 円
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			1,062,397 千円	60,325 円
定時制通信 教育手当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			77,587 千円	239,466 円
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			102,878 千円	228,617 円

(10) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分			給料月額等		
給 料	知 事	副 知 事	1,292,000円		
			996,000円		
報 酬	議 長	副 議 長	996,000円		
			870,000円		
			813,000円		
期 末 手 当	知 事	副 知 事	(4年度支給割合)		
			3.3月分		
	議 長	副 議 長	(4年度支給割合)		
			3.3月分		
退 職 手 当	知 事	副 知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
			129万2千円×在職月数×0.53	3,286万8千480円	原則、最終退職時
			99万6千円×在職月数×0.38	1,816万7千40円	原則、最終退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(11) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占め る職員給与費比率
4年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	2,711,355	1,178,184	208,271	7.7	6.9
水道事業	4,857,100	487,551	281,457	5.8	6.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 357,078 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	66	267,036	74,936	108,644	450,616	6,828
水道事業	57	238,874	57,937	98,879	396,190	6,951

- (注) 1 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。
 2 職員数は、5年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含みますが、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	45.5歳	345,870円	556,558円
	団体平均	45.0歳	354,032円	550,346円
水道事業	長野県	49.8歳	374,205円	584,553円
	団体平均	44.1歳	357,391円	563,334円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	
1人当たり平均支給額（4年度）	
電気事業	1,646 千円
水道事業	1,735 千円
（4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分
(1.35)月分	(0.95)月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

	長 野 県	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%~30%加算)	
1人当たり平均支給額		
電気事業	207千円	716千円
水道事業	16,296千円	24,106千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		9,211千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		74,882円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
電気事業（全県）	1.7	66	1.7
水道事業（全県）	1.7	56	1.7

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			千円	
	電気事業		16	
	水道事業		202	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			円	
	電気事業		1,045	
	水道事業		28,883	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			%	
	電気事業		22.7	
	水道事業		12.3	
手当の種類（手当数）			電気事業及び水道事業合計で6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円 13	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下15メートル以上の縦坑(直径が15メートル未満のものに限る。)で行う作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)

		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑（直径が5メートル未満のものに限る。）で行う作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																			
		土砂の崩落の危険があるずい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																			
		普通高圧以上の活線作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
		特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
		水圧鉄管の内部作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																			
		次の範囲内で活線に近接して行う作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">距離区分 活線の 電圧区分</th> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> <tr> <th>メートル 以内</th> <th>メートル 以内</th> <th>メートル 以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の 電圧区分	頭上	側面	足下	メートル 以内	メートル 以内	メートル 以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6	
		距離区分 活線の 電圧区分		頭上	側面	足下																
			メートル 以内	メートル 以内	メートル 以内																	
		3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																	
		22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																	
		154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																	
電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの （1）送電線路補修作業 （2）外線作業 （3）主要機器の分解補修及び据付けの作業 （4）屋外鉄構の組立て又は架線の作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																					
大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																					
重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業	1日につき600円（2時間未満の場合360円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは900円 （2時間未満の場合540円）																					
重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業	1日につき400円（2時間未満の場合240円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円 （2時間未満の場合360円）																					
道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																					

		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
取水口危険作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 8	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 0	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1)国、地方公共団体、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人その他これらに準ずるもの (2)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 6	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
浄水検査手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 191	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
感染症防疫等作業手当	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	千円 0	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)。この場合において、作業が牛又は豚のと殺のときは600円 (4時間未満の場合360円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）		千円
電気事業		30,264
水道事業		21,232
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		千円
電気事業		560
水道事業		425
支給実績（3年度決算）		千円
電気事業		35,655
水道事業		20,451
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		千円
電気事業		699
水道事業		435

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		同じ	千円	円
	区分	手当の額			
	配偶者	6,500円			
	子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする。			
※ 配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表 8級相当職員の場合3,500円、行政職給料表9級相 当職員の場合、支給されない。					

住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	《国の制度》	千円	円
	区分	手当の額		月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	電気事業 3,315	電気事業 276,253
	借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-24,500円)×1/2 (最高支給限度額:27,700円)		借家等 [家賃月27,000円以下] 支給額=家賃相当額-16,000円 [家賃月27,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-27,000円)×1/2 (最高支給限度額:28,000円)	水道事業 3,626	水道事業 259,029
別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額					
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	《国の制度》	千円	円
	区分	手当の額		交通用具使用者の支給額 2,000円~31,600円	電気事業 9,219	電気事業 158,950
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金を加算した額)が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。		特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	水道事業 10,138	水道事業 191,279
交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円~41,050円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円~16,000円を加算。		異なる	《国の制度》 8,000~70,000円を加算	千円 電気事業 2,184 水道事業 480	円 電気事業 436,800 水道事業 480,000

宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円	円	
	電気事業			電気事業		
	22			4,400		
	水道事業			水道事業		
	22			4,400		
警察	7,400円					
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円	円	
電気事業	電気事業	152	50,667	水道事業	水道事業	
		90	22,500			
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円	円	
	電気事業			電気事業		
	11,818			909,046		
水道事業	水道事業	7,889	986,100			
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増加分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円	円	
	電気事業			電気事業		
	3,782			75,640	水道事業	水道事業
	3,734			71,812		
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員			
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員				
月額	17,800円	10,200円	7,360円			
務特 地勤 手当	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地3.7/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	千円	円	
				0	0	
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円	円	
	電気事業			電気事業		
	0			0	水道事業	水道事業
		0	0			

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の日程 (令和4年度)

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A 【一般 方式】	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人(2023年3月までに卒業見込みの人を含む) ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	6月19日 長野市 松本市	7月11日～22日 7月28日～8月5日 長野市	8月18日
	行政B 【SPI方 式】	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1993年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人(2023年3月までに卒業見込みの人を含む) ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	4月1～5日 4月7日～13日 WEB	5月9日 WEB 5月11, 12, 13, 16日 5月23, 24, 25, 26日 長野市	6月2日
	行政B 【SPI方 式】 【秋季 チャン ス】	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1993年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人(2023年3月までに卒業見込みの人を含む) ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	8月31日～9月4日 9月6日～12日 WEB	10月7, 11日 10月18, 19日 長野市	10月27日
	デジ タル	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1993年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人(2023年3月までに卒業見込みの人を含む) ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	4月10日 長野市	5月9, 16日 WEB 5月26日 長野市	6月2日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	社会 福祉	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外） ⑥社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人（2023年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。）	6月19日 長野市 松本市	7月11日～22日 7月28日～8月5日 長野市	8月18日
	心理	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
	産業 技術 (旧： 電気、 機械)	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む）又は短期大学、高等専門学校等を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
	化学	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	農業	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む）又は短期大学、高等専門学校等を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月19日 長野市 松本市	7月11日～22日 7月28日～8月5日 長野市	8月18日
	総合 土木	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む）又は短期大学、高等専門学校等を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
	総合 土木 (秋季 募集)	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む）又は短期大学、高等専門学校等を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	9月4日 長野市	10月11日 10月19日 長野市	10月27日
	建築	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む）又は短期大学、高等専門学校等を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月19日 長野市 松本市	7月11日～22日 7月28日～8月5日 長野市	8月18日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	林業	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む）又は短期大学、高等専門学校等を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月19日 長野市 松本市	7月11日～22日 7月28日～8月5日 長野市	8月18日
	薬剤師	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①1987年4月2日から1999年4月1日までに生まれた人 ②1999年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外） ⑥薬剤師の免許を有する人（2023年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。）			
	保健師	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤並びに⑥を満たす人。 ①1987年4月2日から2002年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外） ⑥保健師の免許を有する人（2023年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。）			
	管理 栄養士	次の①又は②を満たす人で③④並びに⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人（2023年3月までに卒業見込みの人を含む） ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外） ⑤管理栄養士の免許を有する人（2023年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	臨床検査技師	次のすべてを満たす人。 ①1987年4月2日から2003年4月1日までに生まれた人 ②地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外) ④臨床検査技師の免許を有する人又は2023年の春までに行われる国家試験により当該免許を取得見込みの人	9月25日 長野市 松本市	10月16日 10月31日～11月4日 長野市	11月15日
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①2001年4月2日から2005年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市 松本市	10月16日 10月31日～11月4日 長野市	11月15日
	電機総合 (旧：電気)	次のすべてを満たす人。 ①2001年4月2日から2005年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	農業	次のすべてを満たす人。 ①2001年4月2日から2005年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合土木	次のすべてを満たす人。 ①2001年4月2日から2005年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人。 ①2001年4月2日から2005年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県職員採用試験 (就職氷河期)	行政	次のすべてを満たす人。 ①1970年4月2日から1986年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするもの以外)	8月26日～9月5日 WEB	10月16日 11月12日 長野市	11月30日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察行政職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は2023年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	6月19日 長野市 塩尻市	7月17日 8月3日 長野市	8月18日
	鑑識 法医	次の①又は②を満たす人で③④及び⑤を満たす人。 ①1987年4月2日から2001年4月1日までに生まれた人 ②2001年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は2023年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
長野県警察行政職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①2001年4月2日から2005年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市 松本市	10月30日 11月17日 長野市	12月9日
長野県警察官採用試験 (A・令和5年4月採用第1回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①1987年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は2023年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	5月8日 長野市 松本市 東京都 愛知県	5月28日 6月13日～17日 長野市	7月4日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①1987年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は2023年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (B・令和4年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人。 ①1987年4月2日から2004年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は2023年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	5月8日 長野市 松本市	5月29日 6月20日～22日 長野市	7月4日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①1987年4月2日から2004年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は2023年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
長野県警察官採用試験 (A・令和5年4月採用第2回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①1987年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は2023年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	7月10日 長野市 松本市 東京都	7月31日 8月24日～26日 長野市	9月15日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①1987年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は2023年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			
長野県警察官採用試験 (B・令和5年4月採用)	男性	次のすべてを満たす人。 ①1987年4月2日から2005年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は2023年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	9月18日 長野市 塩尻市	10月8日 10月24～27日 長野市	11月15日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①1987年4月2日から2005年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は2023年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	次のすべてを満たす人。 ①1987年4月2日から2005年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）	9月25日 長野市 松本市	10月16日 10月31日～11月4日 長野市	11月15日

(2) 採用試験の実施状況（令和4年度）

試験の名称	試験区分	採用予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A	40名程度	266	201	135	117	50	4.0
	行政B	35名程度	497	350	151	115	43	8.1
	行政B 【秋季チャンス】	10名程度	324	181	61	49	16	11.3
	デジタル	若干名	21	9	7	5	1	9.0
	社会福祉	5名程度	19	14	9	8	7	2.0
	心理	若干名	19	13	8	8	4	3.3
	産業技術 (旧：電気・ 機械)	5名程度	9	6	5	3	1	6.0
			9	7	4	3	2	3.5
	化学	5名程度	18	13	10	7	4	3.3
	農業	10名程度	46	33	25	23	12	2.8
	総合土木	20名程度	38	27	21	18	17	1.6
	総合土木 (秋季募集)	10名程度	9	8	5	4	2	4.0
	建築	5名程度	7	7	3	3	3	2.3
	林業	5名程度	27	24	12	10	6	4.0
	薬剤師	若干名	2	2	2	2	2	1.0
保健師	10名程度	25	24	19	18	11	2.2	
管理 栄養士	若干名	17	16	6	6	1	16.0	
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	臨床検査 技師	若干名	6	4	4	3	1	4.0

試験の名称	試験区分	採用予定人員(人)	申込者数(人)	1次試験受験者数(人) A	1次試験合格者数(人)	2次試験受験者数(人)	最終合格者数(人) B	競争倍率(倍) A/B
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	若干名	62	55	16	14	6	9.2
	電機総合 (旧：電気)	若干名	2	2	2	2	2	1.0
	農業	若干名	6	6	5	5	1	6.0
	総合土木	若干名	9	7	4	2	1	7.0
	林業	若干名	4	3	2	2	2	1.5
長野県職員採用試験 (就職氷河期世代)	行政	若干名	182	145	14	10	2	72.5
長野県警察行政職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	5名程度	152	89	26	23	7	12.7
	鑑識法医	若干名	30	21	8	7	1	21.0
長野県警察行政職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	5名程度	156	110	42	21	10	11.0
長野県警察官採用試験 (A) (令和5年4月採用 第1回)	男性	45名程度	278	196	173	126	62	3.2
	女性	10名程度	84	61	53	43	21	2.9
長野県警察官採用試験 (A) (令和5年4月採用 第2回)	男性	20名程度	260	123	98	75	19	6.5
	女性	5名程度	82	39	32	27	4	9.8
長野県警察官採用試験 (B) (令和4年10月採用)	男性	15名程度	199	133	73	59	15	8.9
	女性	5名程度	73	48	23	18	6	8.0
長野県警察官採用試験 (B) (令和5年4月採用)	男性	30名程度	218	140	118	105	29	4.8
	女性	10名程度	96	62	45	31	13	4.8
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	20名程度	227	169	58	49	25	6.8

(3) 採用選考の実施状況（令和4年度）

① 社会人経験者を対象とする県職員採用選考

選考	選考区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次考査 受験者数 (人) A	1次考査 合格者数 (人)	2次考査 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
第1回	行政	若干名	192	145	21	20	4	36.3
	社会福祉	若干名	3	3	3	3	1	3.0
	総合土木	若干名	6	5	4	3	2	2.5
	保健師	若干名	1	1	0	—	—	—
第2回	行政	10名程度	184	132	42	35	11	12.0
	デジタル	若干名	8	7	5	4	2	3.5
	社会福祉	10名程度	9	6	6	4	2	3.0
	心理	5名程度	2	0	0	—	—	—
	電機総合	若干名	8	6	6	6	2	3.0
	産業	若干名	14	8	7	6	3	2.7
	農業	若干名	6	6	5	5	1	6.0
	総合土木	若干名	11	6	5	2	2	3.0
	建築	若干名	0	0	0	—	—	—
	林業	若干名	2	2	2	2	1	2.0
	化学	若干名	8	6	6	5	3	2.0
	薬剤師	若干名	1	1	1	1	0	—
	保健師	若干名	3	3	3	2	2	1.5

② 障がい者を対象とする職員採用選考

職 種	採 用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
県職員	10名程度	72	59	15	3.9
警察行政職員	若干名	54	41	1	41.0
小中事務	若干名	47	36	0	—

③ 県職員（消防学校教授又は准教授）採用選考

職種	採 用 予定人員 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
主査、主任又は技師の職	1	4	1	4.0

④ 県職員（工科短期大学校及び南信工科短期大学校の教授、准教授又は講師）採用選考

職種	採 用 予定人員 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
教授、准教授又は講師の職	2	5	2	2.5

⑤ 県職員（工科短期大学校の教授、准教授又は講師）採用選考

職種	採 用 予定人員 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
教授、准教授又は講師の職	1	1	1	1.0

⑥ 県職員（工業技術センター研究員又は技師）採用選考

職種	採 用 予定人員 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
研究員又は技師	2	10	2	5.0

⑦ 県警行政職員（航空整備士）採用選考

職種	採 用 予定人員 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
航空整備士	1	1	1	1.0

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和4年）

第1 基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるもの
- ・ 本委員会は、職員の給与について、地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与との均衡を図ることなどを考慮し、報告及び勧告を実施

第2 職員の給与

1 民間給与の調査

企業規模・事業所規模50人以上の県内188民間事業所を抽出し、従業員5,679人の給与月額等を調査（完了率 85.1%）

2 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

職員と民間従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおり

民間従業員の給与 A	職員の給与 B	較 差 C=A-B (C/B×100)
375,214円	374,380円	834円 (0.22%)

(2) 特別給（ボーナス）

民間において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおり

民間支給割合 A	職員支給月数 B	較 差 A-B
4.42月分	4.30月分	0.12月分

3 給与改定の内容

(1) 月例給

人事院が勧告した俸給表（若年層の引上げを基本に改定）に準じることを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視し、一律の水準調整を行うことにより給料月額を引上げ改定

(2) 期末手当・勤勉手当

本県における民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.10月分引上げ
4.30月分→4.40月分（引上げ分については、勤勉手当に反映）

4 実施時期

令和4年4月1日から実施。ただし、令和4年度の期末手当及び勤勉手当は令和4年12月1日から、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当は令和5年4月1日から実施

5 55歳を超える職員の昇給制度の見直し

定年引上げの実施及び国や他の都道府県との均衡を踏まえ、55歳を超える職員（医師等は57歳を超える職員）について、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は1号俸昇給）、勤務成績が特に良好な場合は1号俸以上（現行は2号俸以上）の昇給に抑制する。（令和5年4月1日から実施）

第3 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成・活用

- ・ 人口減少が進む中、多様化・複雑化する行政課題に対応し、質の高い県民サービスを継続的に提供していくため、職員の年齢構成の適正化を考慮しながら、将来を見据えて計画的に職員を採用していくことが必要
- ・ 今後も採用試験の区分、内容及び実施方法等、試験制度の見直しなどを行い、有為で多様な人材を確保。県職員の仕事の魅力を発信する広報活動にも積極的に取り組むことが必要
- ・ 人材確保にあたっては、均衡の原則に基づいた適切な給与水準の改善も必要。現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当等の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要
- ・ 定年引上げ期間中においても、毎年一定の採用を継続することが必要。ただし、職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的な観点からの定員管理を行うことが必要。また、仕事と生活の両立支援の面から休業者数も採用計画に織り込むことが望まれる
- ・ 執務や研修、自己研鑽を通じて、職員の能力を最大限に伸ばしていくことが必要。管理監督職員による機会の付与等の他、職員自身も目標をもって主体的に能力向上に取り組むよう、自分のキャリアの方向性や有用なスキル・経験等を日ごろから意識することが必要
- ・ 女性活躍推進について、多様な成長機会の付与により人材育成を図りながら能力に応じた登用を進めるとともに、全ての職員が仕事と生活を両立しながらキャリアを重ねられる職場環境づくりに一層取り組むことが重要
- ・ 障がい者の採用については、障がい者雇用率のみにとらわれることなく採用を進めるとともに、障がいの特性に応じて、その能力が十分に発揮されるよう、合理的配慮により職場への定着や活躍の場の拡大に努めることが必要

2 良好な勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

- ・ 職員の時間外勤務時間は近年増加傾向にあり、より一層縮減に向けた取組を図ることが必要。時間外勤務の縮減にあたっては、職員の勤務時間的確な把握・管理が重要
- ・ 管理監督職員が適切にマネジメントを行うとともに、業務の削減、合理化に取り組み、それでもなお恒常的に長時間勤務が生じる場合には、業務量に応じた適正な人員配置に努めることが必要
- ・ 公務運営の必要上、やむを得ず特例業務等を命ずる場合であっても、可能な限り時間外勤務を縮減し、過重労働を防止することが重要。長時間勤務を行った職員の健康を確保するため、医師による面接指導が確実に行われることが必要

(2) 柔軟な働き方の推進

- ・ テレワークや時差勤務など、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方を一層定着させるとともに、国で導入されているフレックスタイム等の柔軟な働き方に資する制度についても、職員の勤務の実情を踏まえた検討を進めることが必要

(3) 健康づくりの推進

- ・ 引き続きストレスチェックの結果を活用して職場環境の改善を行うなど、メンタルヘルス不調の未然防止や不調者の早期回復・再発予防の取組を進めていくことが必要

(4) 仕事と生活の両立支援

- ・ 職員が仕事と生活の両立支援制度を気兼ねなく活用できるよう、制度の周知や相談体制の整備、業務の割振りや代替職員の確保に努めるとともに、制度を活用する職員を職場全体でサポートする意識の醸成を図っていくことが重要

(5) ハラスメントの防止とコンプライアンスの推進

- ・ 今後もハラスメント防止に係る研修等を通じて職員への周知及び指導を進め、明るく働きやすい職場環境づくりに努めることが重要。風通しのよい組織をつくることは、コンプライアンスをより一層推進し、県民の信頼と期待に応えるためにも不可欠

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和4年度）

区分	令和3年度末 (4.3.31) 係属件数	令和4年度						令和4年度末 (5.3.31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			全部 容認	一部 容認	全部 否認			
給与	0							0
旅費	0							0
勤務時間	0							0
休暇	0							0
執務環境	0							0
厚生福利	0							0
転任	0							0
任用	0							0
その他	0							0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

11 不利益処分に関する審査請求の状況（令和4年度）

区分	令和3年度末 (4.3.31) 係属件数	令和4年度						令和4年度末 (5.3.31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			処分 承認	処分 修正	処分 取消			
分限 処分	免職	0						0
	休職	0						0
	降任	0						0
懲戒 処分	免職	0						0
	停職	0						0
	減給	0						0
	戒告	1	1					0
その他	0							0
計	1	0	1	0	0	0	0	0